

山口市ごみ集積施設設置要領

(趣旨)

第1条 この要領は、一般家庭から排出される一般廃棄物の保管について良好な生活環境の保持と安全かつ効率的な収集業務を行うため、適切なごみ集積施設等（以下「施設等」という。）の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(種類)

第2条 この要領において施設等の種類は、次に掲げるものをいう。

- (1) 燃やせるごみ集積所
- (2) 燃やせないごみ集積所
- (3) 資源物等集積所

(設置基準)

第3条 施設等を設置しようとする者は、事前に清掃事務所長と協議しなければならない。ただし、「開発事業に関する届出」及び「山口市共同住宅の建築に関する指導要綱」に定めがある場合はそれによるものとする。

2 施設等に関して

- (1) 燃やせるごみ集積所を設置する場合、8戸以上とする。
- (2) 燃やせないごみ集積所及び資源物等集積所を設置する場合、30戸以上とする。なお、資源物等の排出（コンテナ使用）に必要な面積を確保すること。

ただし、市長が特に認めた場合は、この限りではない。

3 戸数が少なく専用施設等を設置しないときは、当該地域の自治会長へごみ排出の申し出を行い、了承を得たのち、当該地域の施設等を利用できるものとする。

(設置場所)

第4条 施設等を設置しようとする者は、美観、臭気等で周辺住宅に十分配慮した場所に設置するよう努め、その事項については次のとおりとする。

- (1) 道路に面する場所に設置する場合
 - (ア) 原則、道幅4m以上の道路に面してごみの取り出し口を設け、収集車両が横付けできること。
 - (イ) 他の車両や歩行者の通行の妨げにならずに、安全かつ効率よく収集できること。
 - (ウ) 収集車両が前進のままで進行できること。
- (2) 道路に面しない場所に設置する場合
 - (ア) 収集車両が前進のままで施設等へ進入できること。
 - (イ) 収集車両が収集後、通り抜けができる道路又は転回路が確保されていること。
 - (ウ) 進入路・収集場所又は退出路には、収集作業に支障となるような駐車又は障害物の放置をしないこと。

(構造及び付帯設備)

第5条 施設等の構造及び付帯設備は、次のとおりとする。

- (1) 面積・容積の基準は、別表「設置基準参考運用表」（以下「運用表」という。）による。

(2) 燃やせるごみ集積所は、原則、固定施設又は移動容器を設けること。なお、詳細は以下のとおりとする。

(ア) 固定施設に開閉扉を設置するときは、外側に180度開く観音開き戸又は引き戸等とし、取り出し口は高さ・開口部共1.8m以上確保すること。

(イ) 移動容器を設置するときは、奥行き65cm以上とし、取り出し口に関しても奥行きと同程度の寸法を確保すること。

(3) 燃やせないごみ集積所及び資源物等集積所は、「運用表」に定める面積を常に一定の場所に確保すること。

(新設、移動、分散の届出)

第6条 施設等を新設しようとする者は、ごみ収集開始予定日の1箇月前までに清掃事務所長へ(新設・変更)届出書を提出しなければならない。

なお、自治会に対しては「山口市ごみ集積施設整備補助金交付要綱」を援用する。

2 前項の規定は、施設等を移動、分散するときに準用する。ただし、届出は移動、分散する2週間前までとする。

3 前項の届出は、建築主、管理者、自治会長が行うものとする。

(周辺住民への説明)

第7条 施設等を設置しようとする者は、施設等を設置する際に当該土地、隣接する土地及び家屋の所有者その他の関係者と事前に協議し、同意を得ること。また、必要に応じ、同意書の写しを清掃事務所長へ提出するものとする。

(紛争等)

第8条 施設等の設置を行ったことにより、周辺住民等との間に紛争が生じた場合には、建築主、管理者、自治会長又は施設等利用者が自主的に解決にあたらなければならない。

(管理)

第9条 自治会で使用する施設等は、自治会が管理しなければならない。

2 共同住宅の施設等は管理者等が管理するものとし、管理者等は、適正排出ならびに施設等及びその周辺の清潔の保持を確保するために、共同住宅の入居者に対し適切な啓発及び指導を行わなければならない。

(市による指導等)

第10条 市は必要に応じ、施設等の管理者及び利用者に対し、施設等の管理や利用について指導等を行うことができる。

また、施設等の維持管理が適正になされていない場合は当該施設等の管理者等に対して改善を求めるものとし、その求めに応じた改善がなされていないと認めるときは、当該施設等の改善がなされるまで収集を一時停止することができる。

なお、収集停止期間に排出される廃棄物については当該施設等の管理者が責任を持って処理を行うものとする。

(補則)

第11条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

(第5条関係)

設置基準参考運用表

(平成25年4月1日)

区分 戸数	施設等							
	燃やせるごみ			資源物等				面積 (㎡)
	指定袋 (㎡)	間口×奥行き (m)	一世帯 当たり (㎡)	コンテナ数(個)				
				緑	白	茶	青	
10	2.0	2.0×1.0	0.2					
20	3.0	2.0×1.5	0.15					
30	4.2	2.8×1.5	0.14	8	3	3	2	2.8×0.6
50	6.5	3.3×2.0	0.13	13	5	5	3	2.8×1.2
80	9.6	3.8×2.5	0.12	20	8	8	4	2.8×1.8
100	11.0	4.4×2.5	0.11	25	10	10	5	3.4×1.8

※高さはいずれも1mとする

(注) 算定基礎：1世帯当たりの1回の排出量 = 2袋 ⇒ 1.0㎡に10袋
 資源物等集積所については4種類のコンテナを収集日当日にのみ設置する